

仕 様 書

名 称	海上輸送に伴う石垣港での車両の一時保管
作成年月日	令和5年2月9日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課
作成責任者	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 2等陸佐 松尾 彰美

1 適用範囲

本仕様書は、海上輸送に伴う石垣港での車両の一時保管に適用する。

2 内 容

海上輸送に伴う石垣港での車両の一時保管

3 細部要領

(1) 時 期

2月25日(土)から3月4日(土)

(2) 場 所

石垣港(定期貨物船接岸バース付近)

(3) 要 領

- ア 2月25日(土)から3月4日(土)までの間、車両約190両を一時保管する。
- イ 保管場所は、既存のフェンスで覆われていることとする。この際、地籍の関係上フェンスがない地域を使用する場合には、部外からの侵入を防止でき、かつ、軽易に破壊できないような性能を有するフェンスを設置する。また、定期船舶の接岸位置から離隔する場合で車両の移動が必要な場合には、車両は一般道路等を走行することなく、既存のフェンスがある港内を走行できるような処置を講ずるものとする。

4 その他

(1) 連絡態勢の確保

営業時間内外問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

(2) 行政手続き等

本契約に基づき発生する行政手続き等については、業者側が実施する。

(3) 情報保全処置

本契約において知り得た情報の流失を防止する。

(4) 別途協議

その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。